

請求・支給決定事務の注意点

1 障害福祉サービス請求の基本的な注意点について

- (1) 障害福祉サービス相互の算定関係
 - ①同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない
 - ②日中活動系サービスの報酬を算定した場合（宿泊型自立訓練を除く）には、同一日に他の日中活動系サービスの報酬は算定できない
 - ③同一日に日中活動系サービスを利用した場合、短期入所の報酬単価に留意する
 - ④医療型短期入所（宿泊を伴わない利用の場合）を利用した場合、同一日に日中活動系サービス及び障害児通所支援の報酬は算定できない
- (2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の所要時間
当該計画に基づいて行われるべき支援に要する時間に基づき算定
- (3) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の契約時間
契約した際は、受給者証に契約内容を記載、契約時間数を超えることがないようにする
- (4) 利用者負担上限額の管理について
 - ①利用者負担額が月額0円でなく、複数の事業所を利用し、総費用額の1割が利用者負担額を超える可能性のある方⇒利用者負担上限額管理依頼届出書及び受給者証を提出
 - ②上限管理依頼届出書の提出は原則、サービス提供月の月末で締切り
 - ③児童の場合、兄弟等でサービスを使う時は同一の事業所が上限管理をする
- (5) 定員、各種加算の届出に即した請求について
定員変更又は各種加算の届出をした場合、適用日に即した請求を行う
- (6) 欠席時対応加算について
前々日、前日又は当日に中止の連絡があり、利用者又はその家族等の連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能
- (7) 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における施設外就労について
施設外就労実施報告書を翌月10日頃までに岐阜市へ提出
- (8) 短期入所の利用について
受給者証を持参するよう利用者に徹底し、受給者証12ページ以降の短期入所事業者実績記入欄に必ず記入すること

2 地域生活支援事業について

地域生活支援事業の請求の注意点

- ・請求書の提出は**翌月10日までを期限**とする
- ・請求内容にケアレスミスが目立つため、**チェックした上で提出**する

(例) 明細書のサービスコード、サービス内容誤り
「利用者負担上限月額」「区分(日中一時)」のミス⇒受給者証を確認
実績記録票の提供時間数計算ミス、利用者確認印押印忘れ
利用年月、提出年月日が前月のまま etc...

3 契約内容報告書について

- ・事業所（短期入所以外）は、必ず市に契約内容報告書を提出
⇒新規に契約、契約を終了、支給量の変更、支給決定期間の更新
- ・契約を終了した際は下欄にその理由を必ず記載

4 市ホームページによる様式・情報提供

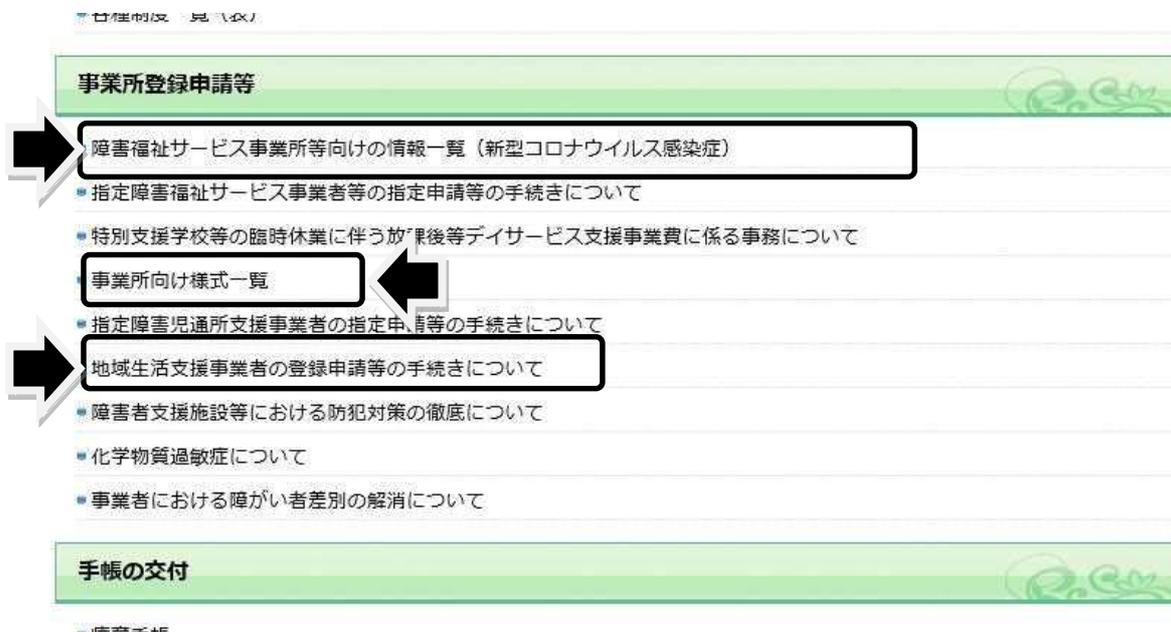
契約内容報告書、過誤申立て依頼書等の様式について、市ホームページからダウンロードすることが出来ます。また、新型コロナウイルス感染症に伴い、請求に関する特例が国等の通知にて示されております。通知の最新情報を確認し、適切に対応をお願いします。

ダウンロード方法

- ① 以下の岐阜市ホームページのトップページから、「手続きに関する情報のお手軽検索」の「障害福祉」をクリック

The screenshot shows the Gifu City official website. At the top, there is a navigation bar with the city name '岐阜市' and 'Gifu city official web site'. Below this is a search bar and a menu with categories like 'ホーム', '暮らし', '観光情報', etc. The main content area features a section titled '手続きに関する情報のお手軽検索' (Easy Search for Information on Procedures). This section contains a grid of icons for various services: 妊娠・出産, 子育て, 入園・入学, 引越し, 結婚・離婚, 就職・退職, 病気・予防, 高齢者・介護, 障害福祉, ごみリサイクル, 証明書, おくやみ. The '障害福祉' icon, which depicts a wheelchair, is highlighted with a black box and a white arrow pointing to it. Below the grid, there is a '注目情報' (Attention Information) section with a date '04月01日' and a link '10月1日から組' with the text 'クリック' and '衛生手数料が変わります！'. To the right of the main content, there are several other sections including '市長の部屋', '副市長の紹介', '岐阜の魅力発信サイト', and 'イベントカレンダー'.

- ② 障害福祉サービス・障害児通所支援・計画相談支援・障害児相談支援に関する様式は「事業所向け様式一覧」をクリック
 地域生活支援事業に関する様式は「地域生活支援事業」をクリック
 新型コロナウイルス感染症に関する通知は「障害福祉サービス事業所向けの情報一覧」をクリック



「事業所向け様式一覧」の画面

